

流山市農業委員会
令和3年第7回
総会議事録

令和3年7月9日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第7回総会議事録

1 期 日 令和3年7月9日（金）

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 3番 金子 文雄
4番 鈴木 亨

5 出席委員（委員12名）

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員（委員0名）

7 書記名 主事 小田 嵩

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局係長 鈴木 正寿

9 会議目次

(1) 議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) ……	1
(2) 議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ……	3
(3) 議案第34号	農用地利用集積計画の決定について ……	6
(4) 議案第35号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について ……	7
(5) 議案第36号	特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請 について ……	9
(6) 議案第37号	農地所有適格法人報告書の提出について ……	11
(7) 議案第38号	流山市都市計画審議会委員の推薦について ……	14
(8) 報告第22号	転用許可に伴う工事完了の報告について ……	15
(9) 報告第23号	専決処理の報告について ……	15

▲開会 午後5時5分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第7回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

3番 金子文雄委員、4番 鈴木委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、小田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第38号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」までの7議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第22号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第23号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第32号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年7月9日提出

今月の申請は2件ですが、同一事業のため一括してご説明いたします。

本件につきましては、総会に先立ち開催されました全員協議会で、皆様にご審議いただいた案件です。

申請者は、流山市大畔の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、大畔の畑2筆 合計面積380.52平方メートルです。

転用目的につきましては、貸駐車場を整備するものです。

申請理由ですが、隣接地に建設中の新設中学校において、職員用の駐車場が不足することから申請者に対し、駐車場整備の協力依頼があったため申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地はつくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1キロに位置し、周辺は小集団の農業投資の行われていない10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

申請地は全面をアスファルト舗装とし、収容台数30台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策としては、雨水については透水性アスファルトにより敷地内への自然浸透処理とする計画で、隣接農地との境界にはコンクリートの土留めを設置し土砂の流出を防ぐ計画です。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては北側は宅地、東側は農地、道路を挟んだ西側は中学校用地、南側は道路となっています。

次に、資金計画ですが、整地費等が242万円で、これに伴う資金については、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令の関係については、該当ありません。

御説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第32号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第33号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年7月9日提出

今月の申請は3件です。

始めに、議案の1番と2番は同一事業のため一括してご説明いたします。

権利者につきましては、流山市西深井に所在する法人です。

申請がありました土地は、西深井の畑4筆 転用面積2,802平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場を整備するためであり、権利の種類は所有権の移転です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案の3番の権利者につきましては、流山市大畔に所在する社会福祉法人です。

申請がありました土地は、大畔の畑2筆 転用面積1,676平方メートルです。

転用目的につきましては、保育所を建設するためであり、権利の種類は賃借権の設定です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページと6ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

議案の1番と2番は同一事業で関連があるため一括して御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約700メートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため『農業公共投資の対象となっていない規模が10ヘクタール未満の土地』

として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市西深井に本店を置く株式会社で、昭和57年に設立されており、事業内容は、廃棄物の収集・運搬業等です。

申請理由について御説明いたします。

権利者は現在、申請地の隣接地に事業に利用する車両を駐車するとともに、向かいに事務所を構え、従業員の車両も駐車しています。

昨年、同業他社と合併したことによる事業拡大に伴い、既存の駐車スペースでは手狭となったため、今回、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を碎石舗装、出入り口と通路部分についてはアスファルト舗装とし、大型トラック1台、4トントラック4台、2トントラック16台、従業員用の普通車10台の計31台分の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にコンクリートブロック3段積みによる土留めとフェンスを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は碎石部分及び雨水浸透枳により自然浸透処理とする計画で、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側と南側が道路、東側の一部が太陽光発電用地、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、用地取得費が約9,150万円、整備費が約1,800万円となっており、これに伴う資金については、全額借入金で賄うとのこと、金融機関からの融資に関する書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当ありません。

なお、ヒアリングの際に、今後、申請地の周囲に万能鋼板等を設置する計画や駐車場で資材の積み下ろし等の作業を行う計画があるか確認したところ、そのような計画は無いとの回答がありました。

続いて、議案の3番についてご報告いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1キロメートルに位置しており、周囲は小規模な畑と住宅が混在し、東側が市街化区域となっている地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の土地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は保育所を整備しようとするものです。

権利者は、流山市大畔に事務所を置く社会福祉法人で、平成12年に設立されており、事業内容は、保育所の設置・運営等です。

申請理由について御説明いたします。

権利者は現在、大畔で保育所を運営しています。

今回、流山市から、おおたかの森駅や初石駅周辺を対象とした認可保育園の公

募がありました。

現在の保育所の拡張を検討しましたが、各種法令上困難であり、近隣で保育所用地を求めていたところ、十分な広さを確保した保育所用地として地権者の協力が得られたことから、今回の申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

定員90名の木造2階建ての保育所を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に2段から3段のコンクリートブロックによる土留めとフェンスを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は地下浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分は既設道路の側溝に排水する計画で、汚水及び雑排水は前面道路にある既設污水管(公共下水道)に接続する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおり申請地周辺につきましては、北側が住宅、南側が道路、東側が駐車場、西側が道路を挟んで畑となっています。

次に、資金計画ですが、整地費が約1,900万円、施設の建設費が約3億1,200万円、その他諸経費を合わせて約3億3,200万円となっており、これに伴う資金については、自己資金・金融機関からの借り入れ及び補助金で賄うとのことで、法人の残高証明書・金融機関からの融資に関する書面及び補助金に関する書面が添付されていました。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続きを進めています。

なお、従業員及び送迎の保護者用の駐車場が不足する可能性についてヒアリングで確認したところ、近隣の既存駐車場を確保し対応する計画とのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第1番(矢口委員) 1番・2番についてですが、小委員会において質問させていただき、当該事業の詳細は分かりました。

小委員会のヒアリング出席者についてですが、前号議案については地権者がヒアリングに出席していましたが、当該議案は事業者だけが出席し、2人の地権者は出席がありませんでした。

どちらかが出席するものなのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 第5条転用許可に関しては、事業者(権利者)と地権者(義務者)

双方の申請となりますが、転用の目的や事業計画については、新たに土地を所有して駐車場を運用する事業者(権利者)さんには出席を求めますので、必ずしも地権者(義務者)には出席を求めません。

○水代会長 ヒアリングは、権利者と申請代理人が出席するのが多いですね。
よろしいですか。
ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第33号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
挙手、多数であります。
よって議案第33号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案の説明を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。
議案第34号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

令和3年7月9日提出

今月の申請は更新が4件ですが、権利者が同一のため一括してご説明いたします。

権利者は、流山市野々下にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、名都借の畑3筆と前ヶ崎の畑1筆 合計面積4,955平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の1番から3番が更新により3年間、議案の4番が更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページから9ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は更新が4件ですが、権利者が同一のため一括して御報告いたしま

す。

1番から3番については更新により3年間、4番については更新により6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は40歳です。

農業従事者は1名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおりとなっております。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第34号については、承認することに決定いたしました。

○水代会長 続いて、議案第35号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第35号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和3年7月9日提出

今月の申請は9件です。

始めに、議案の1番から8番については関連がありますので一括して御説明いたします。

申請がありました土地は、南の登記地目 田25筆 合計面積5,885.91平方メートルです。

変更後の地目につきましては、雑種地です。

本件につきましては、登記簿上の地目は田となっておりますが、平成26年夏の利用状況調査でB判定とされた土地で、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合

せるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、10ページにごございますので御参照ください。

続いて、9番についてですが、申請がありました土地は、駒木の登記地目 田1筆、面積1,235平方メートルです。

変更後の地目につきましては、雑種地です。

本件につきましても、登記簿上の地目は田となっておりますが、令和2年夏の利用状況調査でB判定された土地で、このたび証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、11ページにごございますので、御参照ください。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第35号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、9件です。

本案につきましても、審議に先立ち現地調査を行っております。

始めに、1番から8番については関連がありますので、一括してご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1キロメートルに位置している土地であります。

各申請者が昭和53年から平成30年にかけて相続により取得した土地で、平成26年度夏の利用状況調査で、山林化して農地に復元できない土地としてB判定とされた土地です。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は田となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり雑種地の状況となっていることを確認いたしました。

次に9番ですが、申請地は、東武線豊四季駅の北東約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成23年に相続により取得した土地で、令和2年度利用状況調査において、山林化しており農地に復元できない土地としてB判定された農地です。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は田となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり雑種地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、山林化しており農地に復元できない土地であることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から1点お聞きしますが、地図上で白塗りの空白部分がありますが、この地権者は分からないのですか。

◎山崎委員長 地権者は判明しています。

空白地、地番56番地と52番地の間(地図右端上)、38番地と29番地の間(地図右端下)の地権者さんは、本申請は希望しないとのことでした。

県道守谷流山線に面した35番地1と30番地1の間の細長い土地(地図下端)の地権者も判っていきまして、現在施設に入居されておりますが、こちらの方は前向きに検討している旨、申請代理人から情報提供がありました。

○水代会長 地権者は分かっているのですね。土地は、虫食い状態ですね。

◎事務局(染谷次長) 今後、代理人が一括して土地の地目変更を行うものと思われ
ます。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第35号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第35号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第36号「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第36号

特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について
特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定
による承認申請を次のとおりとする。

令和3年7月9日提出

本件の内容は、市民農園に関する土地の貸借の承認になります。

市民農園の開設方法につきましては、皆様に別紙資料をお渡ししておりますので、
ご覧ください。

別紙資料のように、貸付方式と農園利用方式によるものの2つの形態があります。

平成30年に市街化区域にある生産緑地の貸し借りをしやすくする「都市農地貸借円滑化法」が施行されました。

この法律により、生産緑地を第三者である事業者が土地所有者が直接貸して、貸付方式の市民農園を開設することが可能となりました。

今回の承認申請は、都市農地貸借円滑化法の規定により市民農園開設を目的とした農地の貸付けにあたり、農業委員会の承認を受けるものです。

本案の申請者は、東京都目黒区に住所を置く法人です。

次に、貸付地の状況などについてですが、申請地は思井一丁目の畑1筆、2,412.18平方メートルで生産緑地地区に指定されています。

事業内容は、1区画が3平方メートルを19区画、10平方メートルを112区画整備し、市民農園として貸付けを行うため、承認申請があったものです。

また、この案件の議案案内図につきましては、12ページと13ページでございますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしくお願いたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第36号「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」御報告します。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」第11条において準用する「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条の規定により、都市住民等への趣味的な農地の利用を目的とした農地、いわゆる市民農園の貸付けに当たっては、農業委員会の承認が必要となっているところです。

本案についても、現地調査と申請者からのヒアリングを行い審議いたしました。

始めに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、流鉄流山線鰭ヶ崎駅の北約500メートルに位置している土地で生産緑地地区に指定されています。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

貸付け区画は、3平方メートル 19区画、8平方メートル 112区画の計131区画を用意し、利用者に1年間の期限で貸付けするものです。

当該貸付けの要件として、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであることとありますが、これは申請書に添付されている貸付規程に記載があることを確認しました。

また、申請にあたっては、市民農園の農地の適切な管理・運営の確保、周辺地域への支障を及ぼさないことのほか、貸付けの中止、又は廃止する場合について定められた貸付協定書を市と事業者と土地所有者の三者により締結することが必要ですが、こちらは令和3年6月に締結されておりました。

さらに、申請地は生産緑地であり、将来的に買取申し出の際に必要な「主たる

従事者要件」についても、土地所有者の従事計画の書面が添付されていました。

以上のことをもとに審議したところ、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」第11条において準用する「特定都市農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項に定める市民農園としての適切な位置、妥当な規模、利用者の募集方法及び公正かつ適正な選考の方法、農地の適正な管理・運営の確保、周辺農地への支障を及ぼさないことなどの各要件に該当することから、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第10番(岡田委員) 1か所あたりの賃料はいくらですか。

◎事務局(染谷次長) 3平方メートルの区画が年額76,800円となっております。

8平方メートルの区画が年額100,800円です。

○水代会長 高いですね。

◎第6番(中嶋委員) この事業者は、(流山)おおたかの森の市民農園と同じ事業者ですよ。

その時にも賃料が高いと思ったのですが、こちらの市民農園の特徴は、苗木も肥料も一切込みの値段だということでした。

◎事務局(染谷次長) 事業者の説明では、利用者は手ぶらで市民農園に来ていただいて農作物を作るのを楽しんでいただきたいとのことです。

○水代会長 はい、判りました。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第36号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第36号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第37号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題とします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第37号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和3年7月9日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市おおたかの森南及び流山市西深井にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、1番の法人が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの1年間、2番の法人が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、法人から提出していただきました報告書をもとに農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市おおたかの森南にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。

確認書の表に、令和3年5月28日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですのでこの欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は0.6ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、合同会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、ファームレストランの経営、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきましては、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は2名であり、いずれも年間150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

続きまして、流山市西深井にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。

確認書の表に、令和3年6月11日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は2.24ヘクタールです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・加工・販売、農作業の受託等です。
次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売上げが占める割合は、100パーセントとなっております。

よって、売上高の半分以上は農業に関する売上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合しております。

次に、議決権については、議決権を行使できる株の51パーセントが農業従事者の株であります。

また、業務執行役員につきましては、役員の方が農業に常時150日以上従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の14ページから16ページ、2番の法人が17ページから19ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第37号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第4番(鈴木委員) 1番の生産法人ですが、資料要件確認書を見ますと、畑が6反で約4千万円の売上額が計上されています。

1反当たり600～700万円の売上額となりますが、これは野菜だけではなく、農家レストランの売上げも含んだものですか。

◎事務局(鈴木係長) 鈴木委員が仰るとおり農家レストランの売上げも含んでいます。

かつ、農業生産物の中には、野菜のほかに花卉類、特に単価の高額なシクラメン等の出荷売上げがあるので、比較的売上額が高くなっています。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第37号については、承認することに決定いたしました。

○水代会長 次に、議案第38号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

議案第38号

流山市都市計画審議会委員の推薦について

流山市都市計画審議会委員を次のとおり推薦する。

令和3年7月9日提出

本案につきましては、流山市都市計画審議会委員の任期が満了することから、新たな都市計画審議会委員を任命するため、流山市長から推薦の依頼があったものであります。

都市計画審議会につきましては、都市計画法に基づき、まちづくりに関する審議や調査等を行うために設置される機関で、都市計画道路や公園、下水道などの都市に欠かせない施設の計画決定や変更、土地利用の制限などの都市計画法に定められている内容について審議を行っております。

次に、この都市計画審議会の委員構成につきましては、学識経験者や市議会議員、また、公募による市民の方などで構成されております。

また、任期につきましては、2年となっており、現在は山崎委員に就任をいただいております。

なお、この都市計画審議会の開催状況につきましては、年3回程度開催しているとのことでした。

最後に、審議会委員の推薦の経緯ですが、候補者の選出については、「議長に一任する」とのご意見があり、議長から選出いただき、推薦委員を決定した経緯があります。

また、その指名に当たりましては、会長を除く農業委員で、就任回数が多い方から順番を基本とし、各委員の状況等を総合的に判断のうえ、候補者を選出して来たところであります。

御説明につきましては以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、農業委員会から流山市都市計画審議会委員として、1名を推薦

しようとするものです。

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、本案につきましては、議長が推薦者を選出することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第38号について、10番岡田委員を推薦することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号については、10番岡田委員を推薦することに決定いたしました。

岡田会長職務代理、どうぞよろしくお願いいたします。

○水代会長 次に、報告第22号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第22号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和3年7月9日報告

本件は、令和2年11月の総会で審議がなされ、令和2年11月19日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の20ページと21ページにございます。

本件につきましては、6月3日に金子文雄委員と山崎委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第23号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の13ページをお開きください。

報告第23号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年7月9日報告

最初に、1番の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 4筆 面積1,186平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2番の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、16件 146筆 面積95,915.79平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が2件、その他の建物施設用地が1件の計3件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が10件、マンションの区分所有が5件、その他の建物施設用地が1件の計16件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○**水代会長** ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○**水代会長** 特にないようですので、次に進みます。

○**水代会長** 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議いたしました。

これをもって、令和3年第7回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後6時1分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年7月9日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

金子文雄

流山市農業委員会 委員

鈴木亨